

全ての観光客から広く負担を求める方策の検討について

令和7年度第2回観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議において、報告書（案）の作成にあたり、日帰り客を含めた、観光客に負担いただく方策を検討することとしたため、他団体の検討状況や海外の事例を調査したものの。

1 観光行動に着目した課税対象の比較

観光振興施策を実施する財源を導入するにあたり、先行団体の一部では、旅行者の観光行動に着目し、捕捉性や担税力、徴収コストを勘案したうえで、合理的な手段の検討を行っていた。そこで、先行団体における観光行動の検討結果を整理したものの。

(1) 調査対象

6団体（盛岡市、千葉県、長野県、熊本市、宮崎市、鹿児島市）

※宿泊税導入に関する検討委員会報告書等で上記比較を実施している団体を対象としたもの。

(2) 調査結果

【課税対象とする観光行動の比較】

観光行動 (課税客体)	評価	課税客体の捕捉		担税力(負担力)		徴収コスト	
		団体	理由	団体	理由	団体	理由
入城※ (区域への入城行為)	○						
	△	1	条件により捕捉可能				
	×	5	捕捉が不可能	2	判断が困難	4	徴収コストが高い
宿泊※ (宿泊施設への宿泊行為)	○	6	捕捉が可能	1	判断が可能	4	徴収コストが低い
	△			1	支出額に応じて判断が可能		
	×						
交通機関利用 (交通機関の利用行為)	○	1	捕捉が可能				
	△			1	支出額に応じて判断が可能		
	×	5	住民との区別が困難	1	判断が困難	4	徴収コストが高い
駐車場利用※ (有料駐車場の駐車行為)	○						
	△						
	×	6	住民との区別が困難	2	判断が困難	4	徴収コストが高い
飲食 (飲食店等での飲食行為)	○			1	判断が可能		
	△	1	条件により捕捉可能	1	支出額に応じて判断が可能		
	×	5	住民との区別が困難			4	徴収コストが高い
土産購入 (土産品店等での土産品購入)	○			1	判断が可能		
	△			1	支出額に応じて判断が可能		
	×	5	住民との区別が困難			3	徴収コストが高い
観光施設利用 (観光施設への入場行為)	○						
	△	1	条件により捕捉可能	1	支出額に応じて判断が可能		
	×	1	住民との区別が困難	1	判断が困難		

※：令和6年度第3、4回検討会議で整理を行ったもの。

2 海外における観光財源の確保策

観光客に負担を求める方策について、海外観光地の自治体事例の調査を行ったもの。

(1) 地方自治体で宿泊税、滞在税等を課税している国

地域区分	国数	国名
ヨーロッパ	22	イギリス、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア
北米	3	アメリカ、カナダ、メキシコ
中東・アジア	2	アラブ首長国連邦、マレーシア
アフリカ	3	チュニジア、モーリシャス、モロッコ

※先行団体の調査資料や旅行代理店等のホームページをもとに調査したもの。

※出入国に係る課税や空港利用税等は除いたもの。

(2) 日帰り観光客に課税している事例

都市(国) 内 容	ヴェネツィア (イタリア)	アムステルダム (オランダ)
名称	入域料(Access Fee)	日帰り観光税(Day Tourist Tax)
課税客体	入域行為	クルーズ船寄港に伴う滞在行為
課税標準	訪問回数	日数またはその一部
納税義務者	日帰りで入域する観光客	クルーズ船の乗客
徴収方法	専用サイトによる事前支払い	特別徴収
税率	1回あたり5～10ユーロ	1日あたり15ユーロ
非課税事項	・14歳以下 ・ヴェネツィア市内宿泊者 ・住民・労働者等	・2歳未満
使い道	・都市の保全 ・住民生活の保護 等	・観光客により生じる費用 ・住民の生活環境の維持・改善 等
その他	・2024年から導入 ※2026年は60日間(4～7月)実施予定 ・宿泊税(1～5ユーロ)	・2019年から導入 ・宿泊税(宿泊料金の12.5%)

※先行団体の調査資料や各国のホームページ等をもとに調査したもの。

3 調査結果

観光行動に着目した課税対象の比較については、全ての団体が現実的な課税手段として宿泊行為を対象としていた。また、海外事例における観光財源の確保策については、名称は異なるものの、宿泊行為を対象とするものがほとんどであった。なお、現時点では、日帰り観光客に課税している海外事例は少なく、いずれも観光客を捕捉しやすい地理的条件や入域手段に限定することで、課税を可能としていた。